

規制の事前評価書(要旨)

【代替案あり】

政策の名称	電波法施行令の一部を改正する政令案		
担当部局	総務省 情報流行政局 衛星・地域放送課 地域放送推進室	電話番号: 03-5253-5809	e-mail: juujisya-comment@soumu.go.jp
評価実施時期	平成30年10月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】 近年のコミュニティ放送局を取り巻く環境については、操作可能な無線従事者が高齢化しており、また、年々放送局が増加していることから、現行の規制を継続した場合、今後、コミュニティ放送局の無線従事者の確保が困難となる恐れがある。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】 コミュニティ放送局を取り巻く環境については、前述のとおり、無線従事者が高齢化しており、また、年々放送局が増加していることから、今後、コミュニティ放送局の無線従事者の確保が困難となる恐れがある。 一方、現在、無線技術の進歩により、コミュニティ放送局の無線設備については、周波数等の調整を伴わない、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により操作可能な無線設備が普及しており、制度創設当初に想定されていた、必要に応じて電波の質に影響を及ぼす操作としての周波数の調整を行う場合が、減少している状況にある。</p> <p>【規制緩和の内容】 外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により操作可能なコミュニティ放送局については、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級陸上特殊無線技士及び第二級陸上特殊無線技士でも操作することができるよう電波法施行令(平成13年政令第245号)第3条を改正し、無線従事者の資格の操作範囲を緩和する。また、同等の設備を有する受信障害対策中継放送局の無線設備についても、無線従事者の資格の操作範囲を緩和する。 なお、周波数等の調整を伴わない、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作で操作可能なコミュニティ放送局及び受信障害対策中継放送局(以下「コミュニティ放送局等」という。)であっても、その運用に当たっては、他の無線局等に対し妨害等の影響を与えていた測定を行う等の無線工学や電波法等の専門的知識・技能が求められるものであることから、そのような知識・技能を有した無線従事者が引き続き操作を行う必要がある。</p>		
想定される代替案	<p>【代替案1】 無線従事者資格試験の周知・広報を強化することにより、コミュニティ放送局等の技術操作が可能な資格の受験者数を増加させ、ひいては有資格者数を増加させる。</p> <p>【代替案2】 コミュニティ放送局等の技術操作が可能な無線従事者の資格(第一級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士及び第二級陸上無線技術士(以下「第一級総合無線通信士等」という。))試験について、試験内容の易化や科目の見直し等を行い、当該資格の合格者数を増加させる。</p>		
規制の費用	当該規制の場合	代替案1の場合	代替案2の場合
(遵守費用)	新たな遵守費用は発生しない。	新たな遵守費用は発生しない。	新たな遵守費用は発生しない。
(行政費用)	電波法施行令改正に関する総務省ホームページや業界団体を通じた周知・広報費のみで、軽微である。	無線従事者の制度及び試験に関する周知・広報費用等が発生する。	コミュニティ放送局等の技術操作が可能な無線従事者の試験内容の易化や科目の見直しのみならず、他の無線従事者資格や試験を含めた無線従事者の制度全体を検討するための費用が発生する。
規制の効果(便益)	当該規制の場合	代替案1の場合	代替案2の場合
(直接的効果(便益))	外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により操作可能なコミュニティ放送局等の無線設備について、操作することが可能な無線従事者数が約9万人から約158万人に増加する。このことにより、コミュニティ放送局等において無線従事者の確保が容易となる。 さらに、緩和対象の無線設備を持つコミュニティ放送局等が、自社の従業員等を有資格者とするため、資格試験の国家試験手数料を負担する場合、費用負担額はこれまでに比べ6,700円低減する。	外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により操作可能なコミュニティ放送局等の無線設備について、操作することが可能な無線従事者数が増加する可能性がある。増加した場合については、コミュニティ放送局等において無線従事者の確保が容易となる。	外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作により操作可能なコミュニティ放送局等の無線設備について、操作することが可能な無線従事者数が増加する可能性がある。増加した場合については、コミュニティ放送局等において無線従事者の確保が容易となる。
(副次的・波及的な影響)	コミュニティ放送局等における無線従事者の確保が容易になることに伴い、新規事業者の参入や既存事業者の業務継続が容易となる。	・本件規制緩和の場合と同じ。 ・行政費用をかけても、有資格者数の増加に繋がるか不明確である。	・本件規制緩和の場合と同じ。 ・無線従事者の知識・技能の低下につながり、無線局の運営に支障が生じる。
費用と効果(便益)の関係	本改正により、本件の緩和対象のコミュニティ放送局等の無線設備について、操作することが可能な無線従事者数が約9万人から約158万人に増加することに伴い、無線従事者の高齢化等も踏まえた無線従事者の確保の容易化が図られ、ひいては新規事業者の参入や既存事業者の業務継続が容易となる。 また、規制緩和対象の無線設備を持つコミュニティ放送局等が、自社の従業員等を有資格者とするため、資格試験の国家試験手数料を負担する場合の費用負担額も、これまでに比べ6,700円低減する。 以上の効果に比し、本件の規制緩和では、遵守費用はかからず、行政費用は軽微なことから、高い費用対効果が得られる。		
代替案との比較	<p>【代替案1】 代替案1は本件規制緩和案に比べ、多くの行政費用を要するのに対し、有資格者数の増加に繋がるか不明確であるため、適当でない。</p> <p>【代替案2】 第一級総合無線通信士等に求められる知識・技能の低下につながり、無線局の運営に支障が生じると考えられるほか、試験内容の見直しや他の無線従事者資格との関係等の検討に費用を要するため、適当でない。</p>		
その他関連事項	<p>【事前評価の活用状況】 一般社団法人日本コミュニティ放送協会からの要望書及び「放送を巡る諸課題に関する検討会・地域における情報流通の確保等に関する分科会」における「国においては、無線従事者の確保のあり方について検討すべきである」旨の報告書を踏まえ、コミュニティ放送局等の無線設備の実態に則して、本件の改正を行うものである。</p>		
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】 改正電波法施行令の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 改正電波法施行令の施行後、コミュニティ放送局等から提出された無線従事者選(解)任届を集計し、分析することにより把握を行う。</p>		
備考			